二十二　関税率表第八五・二八項及び第八五・二九項（第八五・二八項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
（削る）
二十三　（略）
二十四　関税率表第八五・三一項に該当するもの
二十五　関税率表第八五・三二項に該当するもの
二十六　関税率表第八五・三三項に該当するもの
二十七　（略）
二十八　関税率表第八五・三五項及び第八五・三六項並びに第八五三八・九〇号（第八五・三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二十九　関税率表第八五・三七項及び第八五三八・一〇号（第八五・三七項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
三十　関税率表第八五・三九項に該当するもの
三十一～三十三　（略）
三十四　関税率表第八五・四三項に該当するもの
三十五　関税率表第八五・四四項に該当するもの
三十六　関税率表第八五・四五項に該当するもの
三十七　関税率表第八五・四六項に該当するもの
三十八～四十　（略）

第百三十条　輸出令別表第二の三第二号の二(42)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八六類（第八六・〇一項及び第八六・〇九項を除く。）に該当するものとする。

第百三十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(43)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八七〇一・二一号、第八七〇一・二二号、第八七〇一・二三号、第八七〇一・二四号、第八七〇一・二九号及び第八七〇一・三〇号に該当するもの
二～四　（略）
五　関税率表第八七〇七・九〇号及び第八七・〇八項に該当するもの（第八七・〇一項及び第八七・〇五項の自動車用のものに限る。）
六　関税率表第八七・〇九項に該当するもの
七　関税率表第八七一一・一〇号、第八七一二・〇〇号及び第八七・一四項（第八七一四・一〇号及び第八七一四・二〇号を除く。）に該当するもの
八　関税率表第八七・一六項に該当するもの

第百三十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(44)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～五　（略）

二十九　関税率表第八五・四四項（第八五四四・一九号、第八五四四・二〇号及び第八五四四・四二号を除く。）に該当するもの（新設）
三十　関税率表第八五四五・二〇号に該当するもの（新設）
三十一～三十三　（略）

第百二十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八六・〇二項に該当するもの
二　関税率表第八六・〇四項に該当するもの
三　関税率表第八六・〇六項に該当するもの

第百三十条　輸出令別表第二の三第二号の二(42)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八七〇一・二一号、第八七〇一・二二号、第八七〇一・二三号、第八七〇一・二四号及び第八七〇一・三〇号に該当するもの
二～四　（略）
五　関税率表第八七〇九・九〇号に該当するもの（新設）
六　関税率表第八七一六・二〇号、第八七一六・三九号及び第八七一六・九〇号に該当するもの

第百三十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(43)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～五　（略）